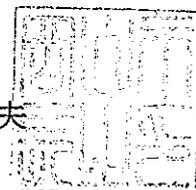


参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
北区西部地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月19日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
○ 経営体数
法人6経営体
個人28経営体
集落営農(任意組織) 1組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・ 地域特性を活かした良食味米の生産振興を図ります。
 - ・ 耕作放棄地の解消に向け、受け手農家への農地の集積を進めます。また、集落営農組織を活用し農作業の部分請負を行うなど、農地の保全に努めます。
 - ・ 温暖化に対応した米の新品種の選定や作型を検討します。
 - ・ 無人ヘリによる共同防除を実施するなどして、低コスト化に取り組めます。
 - ・ 各生産部会と連携し、地区ごとの特産物の営農振興を推進します。また、高齢化に伴う担い手不足を改善するため、新規就農者の受入体制の充実を図ります。
 - ・ 栽培技術の改善や安定生産技術の導入などにより、安全・安心な有機無農薬農業を推進します。
 - ・ 農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していきます。